

2020年3月12日

内閣総理大臣 安倍 晋三殿
厚生労働大臣 加藤 勝信殿

長野県保険医協会
会長 宮沢 裕夫

医療機関における新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要請

国民の医療と健康確保に対する貴台のご尽力に敬意を表します。

新型コロナウイルス感染症は、日本各地で感染経路が特定できない感染事例が報告されており、感染対策のフェーズは感染蔓延期へと移行しつつ、一般診療所でも診察体制の整備、院内感染防止対策などが求められる状況になっています。

会員の医療機関の医師、歯科医師、従業員はマスク・消毒液・グローブ等の不足などの不安を抱えながら、日々の診療にあたっています。また、政府の休校要請によりスタッフの確保にも苦勞しているところです。

国民の命と健康を守る医療機関が、感染拡大を防ぐ役割を果たすためにも以下の事項を強く求めます。

記

1. 新型コロナウイルス感染症（疑い）の患者さんの診療にあたり、他の患者と分離して診察するために診療時間や空間の区分等を行う場合の財政的支援を行うこと。
2. 医療機関へのマスク、ゴーグル、アルコール等消毒液、グローブ等の安定供給のための具体的措置を講じること。
3. 院内感染発生等により医療機関を一定期間休診する場合に、従事者の休業補償や医療機関の経営維持のための財政措置を行うこと。

以上